

在宅医療連携体制構築支援事業費
補助金交付要綱

在宅医療連携体制構築支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本事業は、在宅医療関係機関による連携体制の構築を支援することにより、在宅医療の効率的な実施や在宅医療実施医療機関（特に1人の医師が開業している診療所）の負担軽減を図り、もって県内における在宅医療提供体制の強化を図ることを目的とする。

知事は、在宅医療において積極的役割を担う病院・診療所（以下「積極的医療機関」という。）が中心となって活動する連携体制構築に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及び補助率又は補助額)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、切れ目のない在宅医療提供体制の構築に向け、次に例示するような施策の検討及び運営を行う事業とし、対象経費は別表に掲げるとおりとする。

(1) 複数の医療機関等が連携して休日、夜間及び在宅患者急変時等における診療体制を構築するための事業

(2) その他、切れ目のない在宅医療提供体制構築に資する事業

2 前項に規定する補助対象事業に対する補助率及び補助額は、次のとおりとする。

(1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。なお、他の法令又は予算制度に基づき国、県及び市町村の負担を得て実施する部分の経費は対象外とする。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に、別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

(補助金交付申請書等及び提出期限)

第3条 補助事業者は、知事が指示する日までに補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第4条 知事は、第3条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、あらかじめ知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(5) 知事は、第3条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

(6) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

第6条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業等実績報告書(様式第5号)に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返

還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 実績報告に補助対象外経費が含まれている場合、交付額から減額して補助金の額を確定することがある。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金の交付は精算払いを原則とする。

2 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別(又は別表)に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けず、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第9条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第8号様式によりすみやかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年10月11日から施行する。

別 表

1 補助対象事業者の分類	2 基準額 (1年あたり)	3 対象経費	4 補助率
イ 年間365日 対応する地域の積極的医療機関 (24時間×365日)	1 積極的医療機関あたり 8,000千円	(1) 各地域における在宅医療提供体制検討会議に要する費用 出席委員への報償費、旅費、会議開催に要する需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費、燃料費)、役務費(通信運搬費、手数料等)、会議室等の使用料及び賃借料、備品購入費(1個又は1組あたりの購入予定単価が5万円以上の物品の購入に要する費用で、初年度の購入費用のみを対象とする。)	10/10 ただし需用費、及び備品購入費については、要する経費の2分の1を上限とする。
ロ 年間260日以上 対応する地域の積極的医療機関 (週5日、平日夜間対応)	1 積極的医療機関あたり 6,800千円	(2) 連携体制構築のための人件費 患者情報の共有、夜間・休日対応のシフト調整、(1)の会議開催の諸調整、及び補助対象事業のコーディネート等に係る人員の給料、報酬、賃金、職員手当等、法定福利費、報償費等	本事業と他事業を兼務する職員の人件費については、職員の勤務時間のうち当該事業に係る時間の割合を計算し、割合を給与等に乗じて得た額とする。
ハ 年間104日以上 対応する地域の積極的医療機関 (週2日、土日の日中及び夜間対応)	1 積極的医療機関あたり 5,200千円	(3) 連携体制確保に要する費用 複数医療機関によるオンコール体制を取った場合に要した経費	※診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されている費用については補助を行わない。
ニ 対応が年間104日未満の地域の積極的医療機関	1 積極的医療機関あたり 4,000千円	その他、知事が特に必要と認める経費	

注) 1 補助対象事業者の分類は、積極的医療機関と知事が協議の上で決定する。

注) 2 「ニ 対応が年間104日未満の地域の積極的医療機関」に該当する積極的医療機関は、補助対象事業を開始した翌年度以降はイ～ハに該当しなければ補助金交付対象としない。

注) 3 基準額は補助対象事業の実施期間が1年に満たない場合は、基準額×実施月数÷12とする。

注) 4 人件費の根拠となる従事時間の分かる資料(添付資料1)を提出すること。